

Weekly Report

第 777 号

令和6年12月23日

令和7年度税制改正大綱（主な個人関連）

◎基礎控除及び給与所得控除の引上げ……令和7年分から所得税の基礎控除額を58万円（現行48万円）に引上げます。また、給与所得控除の最低保障額を65万円（現行55万円）に引上げます。これにより、所得税が課税されない給与収入額は123万円となります。なお、基礎控除の引上げを踏まえ、配偶者控除の対象となる配偶者や、扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額に係る要件が58万円以下（現行48万円以下）となります。

◎特定親族特別控除（仮称）の創設……令和7年分から生計を一にする19歳以上23歳未満の親族などで合計所得金額が58万円（給与収入のみの場合は123万円）を超える場合でも85万円（同150万円）まで特定扶養控除と同額の63万円を所得控除でき、123万円（同188万円）までは段階的に遞減された控除額を適用できます。

◎生命保険料控除の拡充……23歳未満の扶養親族を有する子育て世帯は、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額を6万円（現行4万円）に引上げます。なお、合計適用限度額（現行12万円）は変更ありません。令和8年分に適用します。

◎子育て世帯等に対する住宅ローン控除等の特例を延長……特例対象個人（夫婦のどちらかが40歳未満又は19歳未満の扶養親族がいる方）に対して令和6年に実施された住宅ローン控除の特例措置（控除対象借入限度額の上乗せなど）や住宅リフォーム税制の特例措置（一定の子育て対応改修工事を対象に追加）を令和7年も実施します。

◎その他……* iDeCoの拠出限度額引上げ、*防衛力強化に係る財源確保のためのたばこ税引上げ等。

令和5年分の相続税の課税割合は9.9%

相続等により、亡くなった方（被相続人）から取得した財産の課税価格の合計額が基礎控除額「3千万円+600万円×法定相続人数」を超える場合は相続税の課税対象となり、申告が必要です（相続開始を知った日の翌日から10ヵ月以内）。

国税庁が公表した「令和5年分 相続税の申告事績」によると、令和5年分における被相続人157万6016人のうち、相続税の課税対象となったのは15万5740人であり、課税割合は9.9%（前年比0.3ポイント増）となっています。

また、課税対象となった被相続人1人当たりの課税価格は1億3891万円（同1.3%増）、税額は1930万円（同4.0%増）でした。